

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年6月25日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張している。

請求人は、アルコール依存症に罹患しており、飲酒すると容易に連続飲酒状態に陥り、脱水等の為、生命の危機が生じる。猛暑で熱中症が心配される中、「熱中症予防が特に心配される者」に当たると考えられるという主治医の意見書がある。平成30年7月下旬から8月上旬にかけて危険な暑さが続いた日に、水分も何も口に入れず、口に入らず、約1週間飲酒し続けてしまい、命を落としかねな

い恐ろしい目にあった。

したがって、エアコン設置費用に係る本件申請を却下した本件処分は、違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年11月15日	諮問
令和元年12月19日	審議（第40回第3部会）
令和2年1月24日	審議（第41回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 法の基本原則等

ア 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

イ 法11条1項によれば、保護の種類として、同項1号に「生活扶助」が挙げられており、法12条1号によれば、困窮のた

め最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」の範囲内において、生活扶助を行うとされている。

ウ そして、法 24 条 3 項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請（同条 1 項）があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条 9 項によれば、保護の変更の申請があった時も同様とされている。

## (2) 臨時的な生活扶助費（一時扶助費）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7・2 によれば、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とされており、当該特別の需要として、「(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要 (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要 (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が挙げられている。

## (3) 家具什器費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。ただし、平成 30 年 6 月 27 日社援発 0627 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知による改正後のもの。以下「改正局長通知」という。）第 7・2

・(6)・ウによれば、被保護世帯が、同アの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、5万円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととし、同アでは「(ア)保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」などを掲げている。なお、改正局長通知第7・2・(6)で一般生活費として規定されている「家具什器費」は、次官通知第7・2でいう「臨時的最低生活費（一時扶助費）」として、臨時的に認定されるものと解される。

改正局長通知は、平成30年7月1日から適用されるものであるが、通知の本文において、「なお、平成30年4月1日から同年6月30日までの間に本通知による改正後の局長通知の第7の2の(6)のアの(ア)から(オ)までに該当していたと保護の実施機関において認定する場合であって、同年7月1日時点において冷房器具の持ち合わせがない世帯については、同様の取扱いとして差し支えない。」とされている。

(4) 次官通知及び改正局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

2 これを本件についてみると、請求人は、平成29年10月に保護を開始し、令和元年6月に本件申請を行うまで、本件住居に居住し続けたことが認められる。そうとすると、請求人については、保護開始時に改正局長通知の適用はされないのであるから、改正局長通知第7・2・(6)・アにおいて、(ア)新たに保護を行う場合には該当せず、また、同(イ)から(オ)までに掲げるような長期入院・入所後の退院・退所や、災害による家具什器の喪失、転居のような事情はな

く、家具什器を支給する要件を満たしていないことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適切になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、前記第3のとおり主張する。しかし、上記2に述べたとおり、本件処分は法令等の定めに従って適切になされたものであると認められることから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成